## 東京弁護士会における 総合的な不祥事対策の取組について



担当副会長 石本 哲敏 (42期)

2011年から2012年にかけて、弁護士による預り金 横領等の不祥事が立て続けに発覚し、弁護士に対す る市民の信頼を根底から揺るがしかねない事態となっ た。これに対処するため、日本弁護士連合会は、 2013年1月、預り金の取扱いに関する(日弁連)規 程の制定に着手するとともに、同年2月、各弁護士 会に対し総合的な弁護士不祥事対策の取組を要請す るに至った。

当会では、以下の通り、預り金等の取扱いに関する 会規制定のほか、さまざまな対策に取り組んでいる。

## 1 預り金等の取扱いに関する 東弁会規の制定

当会は、1998年に「業務上の預り金の取扱に関する会規」(旧会規)を制定したが、日弁連の預り金規程制定の動きを受けて、これを抜本的に改正することとし、2013年5月29日の定期総会において、従前の会規を廃止し、新たに「預り金等の取扱いに関する会規」(新会規)を制定した(6月20日施行)。

## (1) 旧会規からの主な変更点

### ア 会による照会・調査の要件の拡大

旧会規では、懲戒請求や紛議調停の申立がなされた場合などに限定されていた、会による会員に対する預り金の保管及び明細に関する照会の要件を、新会規では、「預り金等の取扱いに関する会規」第2条から第8条までに違反すると思料する相当の理由がある場合に変更し(新会規第9条)、市民窓口に寄せられた苦情等から早期の調査が必要と認められる場合などにおいて会による迅速な調査開始が可能となった。

## イ 照会・調査に対する回答及び協力義務の拡大

旧会規では、預り金の保管状況の照会を受けた会員は、依頼者の同意が得られないことを理由としてその回答を拒否することができたが、新会規では、会員は依頼者の意向にかかわらず書面で回答し、調査に協力しなければならない。ただし、事件内容に関わる事項については伏せて回答できる(新会規第10条第1項)。これにより、問題のある会員の預り金に見合う財産保全の有無に関する迅速な調査が可能となった。

### (2) ポイント

- ア すでに預り金口座を開設し、自己の金員と区 別して管理している会員については、これまでの 取扱いを変更する必要はない。
- イ いまだに預り金口座を開設していない会員がいるとすれば、第3条で預り金口座開設が義務付けられた以上、すみやかに預り金のみを保管する専用の口座を、銀行その他の金融機関に開設する必要がある。

## 2 市民窓口の機能強化

市民窓口は、本来、弁護士業務が市民に理解され、 身近なものとなるようにするための苦情・要望の窓口 である。しかし、その苦情には、連絡がとれない、非 弁提携や預り金の流用が疑われるといった迅速な対 応を要求される重大・深刻なものが含まれており、こ れらを看過しては不祥事や被害の拡大を防止するこ とができない。そこで、市民窓口に寄せられた苦情 情報を積極的に活用し、不祥事防止に生かすための 方策を講じている。

## (1) 苦情情報の現状など

## ア 苦情等の現状

2012年度の市民窓口に対する苦情受付件数は、 1800件余りであった。苦情には、弁護士業務に対 する理解が十分でないことによる誤解に基づくもの なども含まれるから、その数値の取扱いには慎重を 要するが、今後、倫理研修等に役立てるよう検討 をしている。

#### イ 苦情情報の分析

苦情情報は、市民窓口委員会の担当委員及び 担当職員が文書化、データ化し、苦情内容を分析 するとともに、担当理事者とともに検討し、迅速 な対応が必要だと思料されるものについては、調査 を行っている。

## (2) 苦情情報の積極的活用

ア 非弁提携弁護士対策本部による調査・是正措 置

苦情等から、対象会員の非弁提携が疑われるような場合は、非弁提携弁護士対策本部に情報を提供し、場合によっては担当理事者とともに調査を行っている。

## イ 市民窓口委員会調査チームによる調査の運用 開始

当会は、弁護士業務等に関する市民窓口設置規則第4条の2第1項の「会長は、必要があると認めるときは、委員の中から1人又は数名を指名し、それらの者に対象会員に対する苦情等の確認、内容の伝達、対象会員の釈明または意見の聴取その他必要な調査を行わせることができる」との規定に基づき、2013年度から、対象会員1名に対し、3人の市民窓口委員から構成される調査チームに調査を委嘱する運用を開始した。

すでに複数の調査委嘱が行われており、機動的 な調査が期待される。

### ウ 理事者による調査

連絡がとれないとの苦情については事件処理遅滞または放棄が予測され、預り金流用が懸念される苦情については預り金に見合う財産の消失が懸念されることから、担当理事者が事務局とともに対象弁護士の事務所等を訪問したり、預り金会規による照会等を行うなどの調査を行っている。

#### エ 会立件による懲戒請求

市民窓口に寄せられた苦情に基づく調査を行った 結果,対象会員に明らかな懲戒事由があると認め られた場合,会長は,綱紀委員会に対し,調査を 命ずる(弁護士業務等に関する市民窓口設置規則 第5条第2項)。

当会では、調査命令を発令するにあたり、常議員会の議決を要しないこととなっているので、迅速な発令が可能である。なお、被害の拡大を回避するために、事前公表も行うことがある。

## (3) 苦情情報の対象会員への通知 (弁護士業務等に 関する市民窓口設置規則一部改正)

日弁連から、市民窓口に寄せられる苦情情報について、同一人に対して複数回の苦情がある場合には、そのような苦情があった旨を本人に通知する制度を導入すべきであるとの要請があった。当会は、2013年6月11日の第3回常議員会において、弁護士業務等に関する市民窓口設置規則を改正し、第5条第2項で、「会長は、対象会員について1年以内に3人以上の申出人から苦情の申出があったときは、申出人の意向にかかわらず、当該会員に対し、書面により3人以上の申出人から苦情の申出があった旨を通知することができる」こととした(6月20日施行)。

## 3 紛議調停における情報の活用

紛議調停において,事件処理放置や虚偽報告といった非行事実が取り扱われている場合があることから, 紛議調停委員会の情報も,非行探知のため,市民窓口の苦情情報とともに担当理事者間で情報を共有している。

さらに、会費を滞納している会員は、経済的に困 窮していることが推察されるから、財務担当の理事者 とも情報を共有するため、あわせて定期的に打ち合 わせをし、調査等の対応の要否を検討している。

## 4 弁護士倫理研修の強化

## (1) 中間倫理研修の開始

従来,会員の倫理研修は,新規登録時,登録後5年及び同10年,同20年,同30年,同40年,同50年,同60年等の会員を対象に,毎年11月に実施している。2013年からは,これに加え,登録後3年,同15年,同25年,同35年,同45年,同55年,同65年等会員を対象に,毎年7月に2階クレオを利用した集団によるパネルディスカッション方式での2時間の研修(中間倫理研修)が始まった。これにより,新たに制定された預り金等の取扱いに関する会規等をより適時に会員に周知することなどが可能になった。

#### (2) 倫理研修のさらなる強化・活性化の検討

当会では、倫理研修の内容として、懲戒事例のみならず市民窓口に寄せられた苦情も材料とした研修についての検討も行っている。もっとも、当会は、もともと会員数が多いため、倫理研修実施回数の増加により、倫理研修を担当する弁護士倫理特別委員会の

各委員の負担過重と研修会場の確保困難が問題となっている。これらの問題点をいかにクリアするかについても検討している。

## 5 弁護士相談窓口の充実

弁護士は、紛争を取り扱う職業であるため、悩み 事に直面することが避けられない。そして、非行の原 因として、うつ病をはじめとする精神疾患が指摘され ている。このため、当会でも会員の仕事等の悩みを 受け付ける相談窓口整備と、メンタルヘルス対策の 充実をすすめている。

## (1) 会員サポート窓口(会員サポート窓口連絡協議会)

事務所の開設や閉鎖、病気や精神疾患等による休業・会費免除に関する相談、利益相反等の事件の受任・辞任、事務所経営に関するトラブルなど業務に関する様々な問題に関し、ベテランの会員が相談に応じ、アドバイスする。2004年に発足した。

受付は、事務局次長(TEL.03-3581-2202)。

# (2) 弁護士業務妨害対策センター (弁護士業務妨害対策特別委員会)

弁護士業務に対する妨害によって、対応に苦慮したり身の危険を感じる会員に対し、妨害者への対応の検討、事務所のセキュリティについての助言や警察への要請等の支援を活発に行っている。

問い合わせ先は、司法調査課 (TEL.03-3581-2207)。

## (3) チューター制度 (チューター制度運営協議会)

司法修習を終えて、当会に新規入会登録後3年以

弁護士相談窓口の連絡先一覧表	1	会員サポート窓口	事務局次長(TEL 03-3581-2202)
	2	弁護士業務妨害対策センター	司法調査課(TEL 03-3581-2207)
	3	チューター制度	司法調査課(TEL 03-3581-2207)
	4	若手相談室	wakatesoudan@toben.or.jp
	5	こころの相談「ほっと」ライン	会員課(TEL 03-3581-2203)
	6	東京都弁護士国民健康保険組合(弁護士国保) によるメンタルヘルスカウンセリング	東京都弁護士国民健康保険組合事務局 (TEL 03-3581-1096)

内の即時独立弁護士,早期独立弁護士,事務所内独立採算弁護士等に対し,当会弁護士登録5年目から30年目までの会員のなかからチューターを指名し,1年間にわたり事件処理の事務や処理方法,新規業務獲得,事務所経営や独立開業に関する事項についての一般的なアドバイスを提供している。2009年に発足した。

問い合わせ先は、司法調査課 (TEL.03-3581-2207)。

## (4) 若手相談室 (新進会員活動委員会)

弁護士登録5年以内の弁護士会員に対する,電子メールによる相談窓口。アドレスは,wakatesoudan@toben.or.jpである。

弁護士登録5年以内の弁護士会員によって組織されている新進会員活動委員会が、事務所内の人間関係のトラブル、精神的な悩み、経済的な悩みなど、弁護士業務に関連して生じる様々な悩み事の相談に対応するため、2006年11月に発足した。原則として1相談事案につき委員会が指定する担当委員2名が相談者から話を聴いて対応している。

若手会員支援制度については、LIBRA2013年4月 号も参照されたい。(http://www.toben.or.jp/message/ libra/pdf/2013\_04/p02-15.pdf)

## (5) こころの相談 「ほっと」 ライン

当会が株式会社ティーペックに業務委託しており、 心理カウンセラーによる電話、WEB、面談によるカウンセリングを受けることができる。2008年4月から 開始された。

電 話カウンセリングの申し込みは, TEL.0120-458-034, 問い合わせ先は, 会員課 (TEL.03-3581-2203)。詳細は, 東弁会員サイト (https://www.toben.

or.jp/members/index.html) → 「健康とくらし」→ 「こころの相談"ほっと"ライン」を参照されたい。

## (6) 東京都弁護士国民健康保険組合による メンタルヘルスカウンセリング

東京都弁護士国民健康保険組合(弁護士国保)が株式会社法研及び株式会社東京カウンセリングセンターに委託して、組合員のメンタルヘルスカウンセリングを行うもので、2013年6月1日から新たにスタートした。電話、面談、WEBによる相談を受け付けている。

問い合わせ先は、組合事務局 (TEL.03-3581-1096)。

## 6 東京弁護士会ホームページの 「ご意見・ご要望」への投稿の活用

東京弁護士会ホームページの「ご意見・ご要望」への投稿は、市民だけでなく他会・当会の弁護士からも可能である。

投稿は、すべて担当理事者において目を通している。 投稿数はとても多く、内容も多岐にわたっているが、 WEB上の問題のある弁護士広告や非弁提携弁護士 に関する情報提供も少なからず存在するので、弁護 士業務改革特別委員会の第5部会(広告問題検討部 会)や非弁提携弁護士対策本部に情報提供して必要 な調査をしている。

\* \* \*

当会では、以上の対策を総合的に講じることにより、 不祥事の発生や被害拡大の防止をはかり、ひいては 不祥事根絶を目指している。